

憲政資料室前史 (下)

二宮三郎

はしがき

序説

第一部 憲政史編纂会の沿革

第二部 貴族院五十年史編纂掛の沿革

(以上前々号)

第三部 憲政資料室設立の経緯 (前号)

第四部 草創期の憲政資料室

一 草創期の憲政資料室の体制

1 憲政資料室の開室

2 憲政資料室の職員

二 草創期の憲政資料室の運営

1 憲政資料室の基本方針

2 憲政資料室の業務運営

三 草創期の憲政資料収集活動

1 憲政資料収集経費

2 憲政資料の収集作業

3 憲政資料の収集成果

四 草創期の憲政資料の整理と利用

1 収集資料の整理

2 憲政資料の利用

五 草創期の終了とその後

おわりに

第四部 草創期の憲政資料室

第三部で述べたように、大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」をきっかけとして、昭和24年9月1日に国立国会図書館の国会分館図書館に憲政資料蒐集係が設けられ、いわゆる憲政資料室が発足した。

その間の経緯に関していくつかの要点を整理しておこう。

(1) 大久保請願はひとつには急速に散逸しつつある史料を早期に収集すること、ひとつには戦時中に中絶したままになっている議会史(憲政史および貴族院五十年史)を完成すること、これらふたつの目的のために「日本国会史編纂所」を設立することがその内容であった。

(2) 請願は衆議院および参議院の双方に提出されたが、請願紹介議員の人数に表れているように、請願運動の重点は参議院に置かれた。

(3) 衆参両院の請願審査における主旨説明では、文書および口頭ともに、請願の後半部分つまり中断されている議会史編纂事業の継承とその完成のみが紹介されて、史料収集の緊急性については触れられるところがなかった。

(4) 参議院での請願の審査中、一議員から突然「日本国会史編纂所」を国立国会図書館に差し替える希望意見が表明され、請願はその希望意見付きで採択された。衆議

院では請願は原案のまま採択された。

(5) この参議院だけの希望意見付き請願の採択にしたがって、国立国会図書館が議会史編纂を継承、担当することになった。

(6) しかし実際に事業を開始したとき、つまり憲政資料室が誕生したときは、性格が一変していた。議会史編纂の任務は完全に消滅し、逆に請願の審査過程では触れられなかった請願前半の史料収集のみが任務となった。

憲政資料室はこうした背景で成立し、昭和25年度からは3年間にわたり総額900万円の資料収集経費が付いたことによって、精力的な憲政資料の収集活動を展開する。以下第四部では同予算が終了する昭和28年3月頃までの草創期の憲政資料室について、その体制と活動の実際を概観することにしよう。

一 草創期の憲政資料室の体制

1 憲政資料室の開室

昭和24年9月1日、国会議事堂の中央部4階にある国立国会図書館国会分館の、その参議院側の一隅に憲政資料室が開室した。制度的に言えば国会分館図書課憲政資料蒐集係(または憲政資料係)の発足である¹⁾。職員は嘱託の大久保利謙氏と事務の伊藤(旧姓前川)明子氏わずかふたりであった。

当初、参議院側の議員閲覧室の一隅に職員ふたりの机を運び入れて執務したが、しばらくしてその前の廊下を衝立と書架で仕切って事務室代わりとし、そこに移動した²⁾。

収集した憲政資料はこの廊下の奥にあった国会分館の書庫に収容した。施錠のできる堅牢な書庫で資料保管にとって安全であるばかりでなく、事務室に近接していて便利であった。

伊藤明子氏が残した克明な業務日誌である『伊藤日記』を辿ると、事務室は翌年1月から3月まで一時衆議院側の国会分館事務室内に同居したことがあるが、再びもとの廊下に戻った。昭和28年12月には調査局派遣委員室内に入り、昭和30年12月によりやく議員閲覧室に隣接した一室を確保して、そこに移った。閲覧者用の机もそこに収用した。昭和36年に議事堂と道路ひとつ隔てて現在の国立国会図書館本館が竣工し、その4階に移転するまで、憲政資料室の国会分館時代は前後約12年に及んだ³⁾。

憲政資料室が、制度的にも場所的にもなぜ赤坂の国立国会図書館の本館ではなく国会議事堂内の国会分館に設置されたのか、その経緯は明らかではないが、いくつかの理由が考えられる。

主たる理由は本館の旧赤坂離宮は本来宮殿であるから資料保管に適した書庫が存在しなかったのに対し、国会分館にはちょうど蔵書を本館に移管したあとの旧貴衆両院図書館の書庫に空きがあったためと思われる。大久保利謙氏もこの書庫の空きが憲政資料室が国会分館に置かれた理由であるとしている⁴⁾。

しかしそれ以外にも、例えば、資料収集の対象者の多くが戦前戦後の衆参(貴)両院の議員あるいはその関係者であったから、その収集資料はかつて議会直属の図書館

であった国会分館に帰属させるのが自然であったこと、また、のちに述べるように、憲政資料室は予算的には資料収集以外の経費は認められなかったので、当面、衆参事務局が事務室や職員の実際の面倒をみる必要があったこと、さらに、本館には憲政史編纂会の後身である坂田憲政史資料室が存在していて、それとの関係の処理が未確定であったことなど、種々の理由が伏在していたものと思われる。

ところで憲政資料室の開室にともなって、憲政資料室と貴族院五十年史編纂掛および憲政史編纂会との継承関係はどうなったのであろうか。まず前者についていうと、参議院は憲政資料室誕生につねに主導的役割を果たしたにもかかわらず、結局、事務局内規に貴族院史編纂事業を業務として残し、収集資料も総務部資料課に保管したまま憲政資料室に移管することはなかった（ただし昭和41年に一部移管された）⁶⁾。

一方憲政史編纂会については、衆議院側はすでに国立国会図書館に旧憲政史編纂会資料のすべてを移管し、その責任者であった坂田氏がそのまま同館内に憲政史資料室を開設していたから事情は面倒であったはずである。経緯不詳であるが、結局、憲政史編纂会資料は新設の大久保氏の憲政資料室に移管され、坂田氏の憲政史資料室は消滅することになる。しかし移管されたのは開室約1年後で、そのとき坂田氏側は移管に反対したといわれ、また移管後も同資料はしばらく「保管資料」または「借用資料」として扱われていたことからみると⁶⁾、憲政資料室と憲政史編纂会あるいは坂田氏の憲政史資料室との関係は未解決の部分がかかなりあったものと推定される。とくに憲政史編纂会本来の事業であった憲政史の編纂については、坂田氏自身はそれを断念する方針であったが（第三部一三参照）、組織としてどう結末をつけるか大きな宿題として残っていたはずである。

したがって憲政資料室は貴族院五十年史編纂掛および憲政史編纂会とは、たしかに流れとしては継承関係にあるが、こうした事後処理から見ると貴族院五十年史編纂掛のほうはもとより、憲政史編纂会のほうも憲政史編纂会収集資料の占有を別にしたならば、継承性に乏しいというべきであろう。憲政資料室が当初の議会史編纂の趣旨から完全に離れ、純粋な史料収集事業に転化したとき、両者との継承性も本質的には消滅していたのである。

2 憲政資料室の職員

憲政資料室の開室と同時に、最初に憲政資料の収集整理の業務に当たったのは、囑託の大久保利謙氏と事務の伊藤（旧姓前川）明子氏のわずかふたりの職員であった。両氏は9月1日から勤務を開始した⁷⁾。

しかし当初ふたりとも身分は非常勤あるいは臨時の職員で、しかも意外なことに国立国会図書館の職員ではなかったらしいのである。すくなくとも伊藤氏は確実にそうではなかった。

まず伊藤氏についていうと、最初は衆議院庶務部庶務課の事務補助員としての採用であった。その辞令で憲政資料室の事務に服務した⁸⁾。

したがって給料も国立国会図書館からの支給ではなかった。しかも伊藤氏の話によ

れば、同氏の給料は「衆議院が半分、参議員が半分、参議院からは辞令は戴きませんでした、半々で給料を出すということで戴きました」という珍しい支給方式がとられた。その理由については「[当時]まだ予算が通っていない状態だったので、[衆参]両方で面倒を見るということだったらしい。……[予算が]通ったけれども、それは資料収集のお金で、人件費については両方で持つようなことだったと、あとで聞きました」と語っている⁹⁾。

つまり憲政資料収集経費は昭和25年度からの予算であったから、それ以前の事務職員の経費は衆参両事務局で面倒を見た。予算成立後も、予算は資料購入費のみで、人件費は付かなかつたので、給料は引き続き両事務局で分担した、ということなのである。

大久保氏の給料についても同様であつたらしい。伊藤氏の記憶によれば、「国会の下の事務局まで行って[ふたりの給料を]一緒に戴きに出た」というのである¹⁰⁾。

給与の受け取りということは日常生活の根源であるから、それについての記憶は、記憶としても確度が高いものであろう。現在からみればこのような変則的人事はまれであろうが、しかし戦後間もない新国会初期の頃とあれば、多々特例があつたとしてもおかしくはない。とくにこの憲政資料室の問題についていえば、本来衆議院および参議院の業務であつた憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の後始末に端を発しているのであるから、衆参それぞれの事務局に当初より責任を持つ姿勢があつたものと考えられる。国会分館側としても憲政資料室の業務を衆参両院からの委託事業と見ていたふしがある¹¹⁾。

伊藤氏は約1年半後の26年4月1日になってようやく国立国会図書館主事補に採用され、正職員として国会分館勤務となつた。同氏はその後大久保氏と一体となつて、憲政資料室の開室当日から15年間という長期間を通して、同室運営のルーティンを担当し、その発展を支えた¹²⁾。

大久保氏については、回顧談によれば、9月24日付けで「憲政史料編纂事務を委嘱す」との非常勤嘱託の辞令を金森国立国会図書館長から貰つたという¹³⁾。しかし、前記の伊藤氏の証言を正しいとするならば、嘱託としての給料は当初国立国会図書館からではなく、両院事務局を折半して支給していたことになる。いまのところ委嘱者がだれであつたのか、その給料はどこが支払っていたのかについては資料的に確認できていない。

大久保氏が国立国会図書館の国会分館勤務となつたのは翌25年4月1日からである。ただしこの時も身分は非常勤調査員であつた。同年7月1日によりやく国立国会図書館の正職員に採用され、空席であつた国会分館図書館課憲政資料係長に就任した。しかし28年3月1日に名古屋大学教授に転出したために、国立国会図書館のほうは、わずか3年たらずで再び国会分館の非常勤事務補佐員(後に非常勤調査員)の身分に戻つた。その後立教大学教授に転じたのちも非常勤職員のままで約40年に亙り憲政資料室の充実に尽力し、まさに“大久保利謙先生の憲政資料室”を作り上げた¹⁴⁾。

大久保氏、伊藤氏のわずかふたりの職員で出発した憲政資料室も、翌25年1月16日

から、国会分館憲政資料系の事務補助員として神島二郎氏と山崎恵子氏が増強され、一時4名構成となった。しかし山崎氏は数か月で退職し、神島氏も同年12月15日に国立国会図書館調査及び立法考査局の正職員に転出したために、ふたたび発足時の陣容に戻った。

のちに立教大学教授となった神島氏は、東大教授丸山真男氏の紹介で、東大法学部大学院の特別研究生からの参加であった。同氏の憲政資料室勤務は1年たらずの短い期間であったが、収集資料を一点ごとに封筒に収納して資料名を付すという現行の整理方式を創案し、また収集したばかりの資料をさっそく利用して政治意識啓発の展示会を企画開催した。後者はのちに議会開設を記念して10年ごとに開催された国立国会図書館主催の議会政治展示会の嚆矢となった¹⁵⁾。

神島氏の後任として昭和26年8月から事務補助員（または補佐員）になったのが原口敬明氏である。原口氏は教育大学出身でその後定時制の高等学校で教鞭をとりつつ、昭和39年まで13年近く憲政資料室に勤務、主要戦力として資料の収集整理作業のほか同室の実務に携わった¹⁶⁾。

要するに草創期の憲政資料室は、最初は大久保氏と伊藤氏とわずかふたりの臨時職員でスタートし、後半は正職員となった両氏と臨時職員の神島氏ないし原口氏との組合せになった。しかしそれも大久保氏が昭和28年に名古屋大学に転出してからは、憲政資料室の正職員は伊藤氏のみとなり、それに非常勤調査員の大久保氏および非常勤事務補助員の原口氏という3人の構成になった。この体制はその後6年近くも継続する。短期間であった大久保氏の憲政資料係長のあと、国会分館の正規職員が憲政資料係長になったが史料整理の実戦力として欠けるところがあり、名実ともに備わった歴史学専門の憲政資料係長が実現するのは、昭和34年の藤井貞文氏の就任まで待たねばならない。

二 草創期の憲政資料室の運営

1 憲政資料室の基本方針

草創期の憲政資料室の基本方針について、それを知るために有益な資料が憲政資料室の所管課である専門資料部政治史料課に2点残されている。いずれも開室後1年以上経った頃、大久保利謙氏が憲政資料係長に就任して、ようやく憲政資料室の収集体制が軌道に乗った時点のものである。

そのひとつは国立国会図書館国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』（昭和26年3月末日現在）という8ページの和文タイプによる謄写印刷の調書である。他のひとつは『憲政資料収集事業概要』と題したウス紙タイプ用紙11ページに和文タイプで印字されたものである。前者のほうが内容からいっても要点を抑えていて、文章表現も正確かつ平明、公的記録にふさわしいといえる。執筆者は不明であるが、内容から判断すれば、これだけ経緯と現状を正確に記述できるのは大久保氏を措いて他にない。当時憲政資料係長であった立場からいってもそうであろう。しかし文章のスタイルや表現からいうと別人のように思えて断定はできない。後者の資料は明記はな

いが内容から見て憲政資料係作成の資料である。執筆者も不明であるが、こちらは一読して神島二郎氏とわかる。大学の研究計画ともいべき内容で文章も生硬、執筆者の強い個性と旺盛な研究意欲を感じさせる調書である。『伊藤日記』を読むと昭和25年8月末に神島氏が連日大蔵省に予算の陳情に通っていることが出てくるが、31日の欄に「憲政資料収集概況説明書作製」との記載があり、これがそのときの説明書とみて間違いない¹⁷⁾。

ここでは前者の『憲政資料収集概況並収集目録』の前半部分である「憲政資料収集概況」によって当時の憲政資料係つまり憲政資料室の基本構想と資料収集の基本方針を見てみよう。設立の経緯など本稿の記述と重複する部分もあるが、そのまま全文を紹介する。

国立国会図書館国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』

(昭和26年3月末)

本係は、第三国会で採択された国会史（議会史）の編纂に関する請願に基いて昭和24年9月1日国会分館に於て業務を開始した。去る昭和13年貴族院に於て貴族院五十年史、衆議院に於て憲政史の編纂が開始され、その完成は内外から期待されていたが、終戦後に至って種々の事情から中止のやむなきに至った。この事業は帝国議会が開設されて以来、はじめて着手された公的の憲政史、議会史の編纂で、まづ資料の収集からはじめられ、関係者の苦心によってそれまで世に出なかつた貴重な資料も相当集まったが、この事業自体が五十年史、或は憲政史の編纂を目的としていたので、資料の収集は副次的とならざるを得なかつた。〔原注〕貴族院収集資料は現在参議院に於て保管し、衆議院収集のものは本館に引継がれ、現在本係が保管している。）

然るに過般の戦禍によって大量に貴重な資料が失われたのみならず、終戦後の急激な社会的変動によって、資料の散逸が甚しく、まさに資料の保存上の危機というべき事態となった。この情勢に鑑みて本館は資料の収集と保存に重点をおいての業務を開始したのである。資料の収集は右の目的を達するためなるべく広い範囲に、しかも一方的に陥らない方針をとり、また前述の如き情勢を考慮して、既に官庁、図書館等に安全に保存されているものはなるべくさしおき、民間に分散して亡失の危険の多いものから着手している。

つぎに収集には購入、受寄、及び受贈の三方法によつてゐる。受寄については「受寄の憲政資料の収集に関する件」¹⁸⁾によつて寄託希望者と協議の上寄託の条件と期間を定めて寄託を受け、本館は責任を以つてその保管に当るとともに整理の上閲覧に供してこれを一般の研究に資することとなっている。また以上の外に資料を一時借受け、マイクロフィルムによる撮影、或は筆写による収集を並行して行つてゐる。

この収集資料は整理の上ひろく研究者に公開する予定である。日本の近代史研究が他の時代に比べて未開拓に残されていたのは、他に種々な事情があつたにせ

よ基礎資料が充分公開されず少数の特権的な研究者の独占にまかされていた為である。本館はこの弊を打破して資料の利用方法を民主化して正しい学問の発達に資することを企図している。

[以下、収集目録略]

初期憲政資料室の基本方針はこの簡潔な報告に尽きているといつてよい。いくつかのポイントに整理すればつぎのようになる。

- (1) 憲政資料係（つまり憲政資料室）は国会史編纂の請願（正しくは「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」）に基づいて業務を開始した。
- (2) しかし終戦後の貴重な資料の散逸が甚だしく保存の危機にあるので、資料の収集と保存に重点をおくこととなった。
- (3) 資料収集は広範囲にしかも一方に偏することなく、亡失の危険の多い民間のものから着手する。
- (4) 収集方法は購入、寄託、寄贈の三方法である。寄託資料については受寄契約制度にしたがって、一般研究に供する。
- (5) 他に写真複写・筆写による資料収集を並行して行う。
- (6) 収集資料はひろく研究者に公開する。
- (7) 基礎資料独占の弊を打破して資料の利用方法を民主化し、正しい学問の発達に資する。

すでに指摘したように大久保請願にはじまる憲政資料室誕生の経緯については種々不明な点があるが、しかし憲政資料室自身としては発足当初からアーカイブスを志向していたことがわかる。とくに注目されるのは(6)および(7)で、資料の研究上の公開と民主的利用の原則が謳われている。そこには本稿序説で述べた史料実証主義の立場がよく示されているといえよう。

一方憲政資料室が所属する国会分館としても、憲政資料収集事業を積極的に位置づける試みがなされた。つぎに紹介する資料は、国会分館の基本構想のなかで歴史資料館設置の意図を示した珍しい事例である。

それは昭和25年4月1日付の『分館運営基本方針（案）』と題する資料である¹⁹⁾。昭和25年4月というのは、予算上初めて憲政資料収集経費が実施段階に入り、人事の上でも非常勤職員のままとはいえ大久保氏が国立国会図書館国会分館の職員となり（その後7月に正規職員に採用され、憲政資料係長に就任した）、憲政資料係つまり憲政資料室がようやく本格的活動を開始した時点である。内規は前年の9月に改正してあったので、国会分館はその機会に業務運営の抜本的見直しを行ったものと思われる。

同基本方針案によると第一項に「国会分館は議員及び両院各部局の参考図書館とする。」という規定を置き、ついでこれと併立して第二項に「国会分館は一般国民に対しては憲政資料図書館として広く利用せしめる。」との規定を掲げた。そして両項目それぞれに対応して、第三項に「国会分館は議会を中心とする内外の政治、経済、社会に関する図書を重点的に収蔵する。」、また第四項に「国会分館は日本憲政史の各般の資

料を取扱する。』の各規定を置いた。従来からの議員図書館としての役割のほかに、それと並んで憲政資料の史料館としての役割を国会分館の基本方針として明確に打ち出したのである。

この基本方針はその後の国会分館の歴史が示すように「案」として終わった。「憲政資料図書館」まで踏み切ることではできなかったのであろう。しかしその後の憲政資料室の発展を考えてみると、名称こそやや異なれ、憲政資料室こそここで予定されている「憲政資料図書館」そのものである。この意味ではこの「案」はその通りに具体化されたといつてよい。

以上のように国会分館あるいは憲政資料室自身が当初から文書館の方向を明確に基本方針に据えていたことは注目に値する。

しかしながらこの基本方針は明らかに憲政資料収集予算の性格とは矛盾するものであった。後述のようにこの予算は憲政資料購入のためのみの経費で、それも3年限りの臨時的経費であったからである。恐らく当時のドッジ・ラインによる緊縮財政の下、大蔵省は文書館といった制度、組織の新設には反対で、あくまでも当面する資料の散逸防止のための応急措置に限定して、それに必要な資料購入資金しか認めなかったものと思われる。

そのため憲政資料室あるいは国会分館としては、予算上の条件にしたがって3年間限りの時限的の事業と考えるか、あるいはそれをこえた永続的文書館への発展を予定するか、難しい選択があったはずである。しかし3年を経過したのち、現実には選択はこのいずれでもなかった。終章で述べるが、ひとつには予算が終了するより以前に収集事業そのものが終熄状態に達していたこと、ひとつには収集した資料の整理が困難な問題として残ったこと、そのために憲政資料室は当面むしろ残務整理的に継続して維持せざるをえなかったからである。

2 憲政資料室の業務運営

憲政資料室は制度的には国会分館図書課の憲政資料蒐集係（または憲政資料係）として設置されたのであるから、国会分館の所属ということになる。しかし国会分館のなかで管理上かなり独立した存在に近かった。大久保氏によれば、同室の業務について国会分館長や図書課長の指揮命令を受けることもなければ、相談をすることもなかったという²⁰⁾。

『伊藤日記』を見ると、一般的事務連絡会議以外にも、憲政資料室に関連した各種打合せ会議、予算その他の折衝、報告書作成等々のために、大久保氏をはじめ憲政資料室の職員が、あるいは国会分館内で、あるいは赤坂の本館に赴いていろいろ忙しく活動している様子がうかがえる。憲政資料室も当然ながら組織の一部として管理の枠内に置かれていたのである。しかし国会分館の内部では異質の部分として独立的に扱われる傾向が強かった。

憲政資料室が国会分館内で独立的に運営されたのは、憲政資料収集事業には初期の職員給与の支給に見られるように衆参両院の事業といった性格があったために、国会

分館としてはもともと積極的でなかったこと、また歴史の原資料収集という特殊専門業務については、通常の図書館である国会分館としては対応が難しかったことなどの理由によるものと思われる。

ところで憲政資料室というのは公的な組織単位ではないから、その職務規定というものはない。正確にはそれは国会分館事務分掌内規の憲政資料蒐集係の規定ということになる。その規定にしたがって憲政資料室の業務は運営される。

この分掌内規の規定によれば、憲政資料蒐集係すなわち憲政資料室の職務は資料の調査研究・採訪、資料受入についての本館との連絡、資料の整理・保管などである²¹⁾。これらの各段階について草創期に実際どのような業務運営が行われていたかは、前記『憲政資料収集事業概要』²²⁾に実績一覧が収録されているのでほぼ見当がつく。

それによると、研究会参加（東大法学部政治研究会・原田日記を中心とする現代史研究会）、索引カードの作製（主要官職人名表・調査用人名カード・憲政史研究カード・政治学研究カード）、明治公文書形式の研究、資料の分類整理方法の研究（史料カード記入法の作製）、資料採訪（宮内省図書寮・内閣文庫・三井文庫その他の文庫および図書館、岩倉具視・伊東已代治・副島種臣・伊藤博文その他の諸家）などの準備作業を遂行しながら、それと並行して、資料の収集（購入・寄託・借用・複写・筆写、談話聴取）、保存、整理などの主要業務を実施している。さらに非公式であるが閲覧者の受入やレファレンスへの回答も行っていたことがわかる。

この資料の執筆者と目される神島二郎氏の個人的活動と見られる部分もあるが、憲政資料室の日常の業務が実際にこの種の内容であったことは『伊藤日記』からも裏付けられる。

収集した資料の性格や、収集方法、整理方法、保管と利用など、憲政資料室の具体的な作業全般に関しては、後年のものであるが、桑原伸介氏の論文²³⁾があるので、それに譲りたい。基本的には草創期とあまり大きくは違っていない。

ここではとくに当時の資料購入の実際について付言しておこう。

まず資料の所在情報の把握、資料所蔵者と交渉、購入その他の収集方法の仮決定などの段取りが終わると、その資料を憲政資料室の書庫に搬入し、その旨受入整理部長に報告する。搬入は所蔵者本人が直接国会図書館に持参あるいは送達する場合もあったが、通常は大久保氏や神島氏や原口氏が、ときには伊藤氏も受領に向かい。大量の場合には国会図書館の小型トラックを利用した²⁴⁾。

搬入した資料は、国立国会図書館が制度として外部専門家に委嘱している図書評価委員にその評価を依頼する。当時の和書の図書評価委員は吉田久兵衛氏（貞享年間（1684-88）創業の東京最古の書肆文淵閣浅倉屋書店の11代当主。通常屋号の「浅倉屋」をもって呼ばれた。）で、その資料評価の際にはかならず受入整理部長の岡田温氏と憲政資料室の大久保氏が立ち合った²⁵⁾。

資料の購入受入事務は、本館の受入整理部の所管であった。憲政資料室としてはそこに連絡することが職務であって、受入決定そのものに与かることはなかった。図書評価委員の評価が出ると、受入整理部長はそれにしたがって支出負担行為の認証を受

けて資料の購入を決定する。あとは購入代金の支払いが当時の管理部経理課から旧蔵者に行われた。

資料の評価は吉田氏（浅倉屋）が全責任をもって行った。その評価が公正適切であったことは、立ち会ひの大久保氏、岡田氏両者がともに当時を回想してつぎのように賞賛していることからわかる。

大久保氏談「〔浅倉屋は〕非常に公正で、非常に気を使って、国会図書館が困らないように、しかもどこに出しても恥ずかしくないような…高からず安からず…そういう点での〔旧蔵者との〕トラブルは全然ありませんでした。皆さんから喜ばれました。」

岡田氏談「〔浅倉屋は〕誠実でしたね。ふつう古本屋は、〔資料を〕買取るときは別として、頼んで〔頼まれての意〕評価するときは評価額の何割かを手数料として取りますからね、大変なお金ですよ。浅倉屋は、ここの〔国立国会図書館の〕評価委員という年一回の僅かな手当だけで、全然取らないのですからね…」²⁶⁾

三 草創期の憲政資料収集活動

1 憲政資料収集経費

まず憲政資料収集活動の基盤となった憲政資料収集経費の内容から説明しよう。

国立国会図書館が憲政資料の収集に必要な予算として、通常の図書購入費とは別枠で、昭和25年度から3年間にわたり総額約900万円の憲政資料収集経費が国会分館予算に付いた。ただし資料購入に要する経費のみで、そのほとんどは図書購入費（当時は備品費）であった。ほかに若干の旅費、消耗品費、役務費などが含まれていたが、収集のための人件費は伴っていなかった。

予算書によれば各年度の予算額はつぎの通りである²⁷⁾。

憲政資料収集経費	
昭和25年度	「憲政史資料編纂に必要な経費」 4,000,000円
内訳	職員旅費 30,000
	消耗器材費 100,000
	印刷製本費 100,000
	筆耕料 50,000
	図書購入費 3,720,000
昭和26年度	「憲政資料蒐集に要する経費」 2,536,500円
内訳	職員旅費 27,000
	図書購入費 2,500,000
	消耗品費 9,500
昭和27年度	「国会分館に関する経費」のうち 憲政資料蒐集経費 2,536,500円

内訳	資料蒐集旅費	27,000
	消耗器材費	9,500(推定)
	図書購入費	2,500,000

昭和27年度分については、予算の建て方が変わったために消耗器材費は国会分館予算中の推定額で、前年度と同額にしてある。3か年の予算合計は9,073,000円、うち図書購入費は8,720,000円に達する²⁸⁾。

この総額約900万円という特別枠の資料購入予算は、年平均では300万円である。当時の国立国会図書館の総予算が約1億円、うち一般の図書購入費が総額で1,000万円程度²⁹⁾の時代であるから、それがいかに破格であったか想像に難くない。

この憲政資料収集経費は3か年をもって終了した。つまり28年度以降はゼロになり、憲政資料の収集活動は停止になった。

憲政資料収集予算のほとんどすべてを占めている図書購入費が純粹の憲政資料購入費であるが、いま、その部分について予算および実際の支払状況をまとめると、つぎのようになる³⁰⁾。

	憲政資料購入費	
	予算額	支払額
昭和25年度	3,720,000円	2,348,960円
26	2,500,000	2,361,215
27	2,500,000	1,651,560
合計	8,720,000	6,361,735
28	—	61,300
29	—	—
30	—	229,800
25—30年度合計		6,652,835

この数字から見ると各年度とも憲政資料購入予算を使い切れなかったことがわかる。それほど巨額であったのである。昭和28年度以降は、憲政資料購入予算はゼロとなったが、若干の懸案の資料について通常の図書購入費から支出された。

草創期の憲政資料室が特別予算でどのような資料を購入したかについては、節を改めて説明する。憲政資料の購入のためにのみ、なぜこれだけの高額の予算が突如付いたのか、その疑問は憲政資料室成立に関する大きな謎であるが、しかし残念ながらそれを知る主要人物はすでに亡く、またいまではそれを解く鍵は文書はもとより、当時の関係者の記憶のなかにも残されていない。

ただこの予算について若干の問題を指摘しておこうと思う。

第一に国立国会図書館の図書購入費として、大蔵省が別枠で3年間900万円を付けた

わけだが、その付けかたは、明らかに当面の史料の散逸防止に限定した応急的措置という考えであった。つまり後の憲政資料室のような永続的事業を前提としていなかったのみか、とくに新規組織の設置には反対の立場にあったものと思われる。当時はドッジ・ラインの厳しい財政下であり、戦後最大といわれた大量の人員整理と行政簡素化が断行された時代であったからである。事実、後年憲政資料室の予算と人員の不足が新聞紙上で取り上げられたとき、当時の国会分館長であった岩淵兵七郎氏が、大蔵省が憲政資料室のために予算をつけてくれない理由として、「大蔵省としては当初“特別に予算を組んで約850万円⁽⁷⁷⁷⁾を支出したのは、文書の散逸、流失を防ぐため」という趣旨であって、その後のことは知らぬ、というのだ」と語っていることから裏付けられよう³¹⁾。

第二に注目されるのは、この予算は額が高額であったにもかかわらず、短期間に予算化され、早くから支払いが開始されているなど、万事極めて手際良く進展している点である。

この予算の第1年度は昭和25年4月からで、資料旧蔵者に対する購入費の支払いは早くも6月から開始された。それまでの時間的経過を辿ってみると、大久保請願が「国立国会図書館の希望」を付されて国会で採択されたのが23年11月、憲政資料室が発足したのは24年9月、その発足と同時に、後述のように金森国立国会図書館長の直接の指示にしたがって早速、伊藤家・三条家などの資料所蔵者との交渉および収集作業が開始され、資料の搬入・整理・評価・購入決定の過程を経て、早くも25年6月からつぎつぎと原所蔵者への購入費の支払いが開始されているのである。

憲政資料室は、あたかもこの25年度予算の早期支出に間に合わせるかのごとく、前年の9月1日という中途の時期に、衆参両院の給料負担による非常勤職員ふたりという異例の体制で発足したのである。

こうした経過からいって、憲政資料室の開室までには憲政資料購入の構想とそのための予算が関係機関の間で内々決定されていて、さらに一定の旧家との買取り交渉が具体的に先行していたことになる。

第三に、一般に予算折衝において新規予算を獲得することは容易ではないが、とくに憲政資料購入予算は前年度からのドッジ・ライン堅持の緊縮予算のなかで認められた予算であった点である。25年度の一般会計予算は総額で6,600億円であったが、歳入歳出ともに前年にくらべ800億円もの節減を受けた年であった。こうした戦後でもっとも厳しい予算編成のなかでの高額の新規継続予算の獲得は極めて特別なケースであったと見るべきであろう。この点と第二の手際の良さとを考え合わせるならば、高度の政治折衝があったと考えるほうが自然であろう。

第四に当時の国立国会図書館の図書収集の最高責任者であった岡田温図書収集部長も、やがて憲政資料室の責任者になる大久保利謙氏も、この予算成立についてなにひとつ知らされていなかったという点である³²⁾。この点からも憲政資料室の問題が政治のトップ・レベルの関係者の問題であったことが想像される。

第五に、伝統的な書画骨董の売買に類する場合を別にして、個人所有の私文書など

多くが故紙として処分されていた時代に、それを国家予算を使って政治史料として包括的に買取る方式を案出したことである。これは恐らく日本の歴史研究史上画期的なことで、史料買取方式という資料収集の新機軸を開いたものといえよう。

2 憲政資料の収集作業

大久保氏は憲政資料室の開室とともに資料所蔵者との連絡、交渉に精力的な活動を開始した。その結果、昭和24年11月2日には早くも岩倉具栄氏が岩倉具視文書の一部である「ロエスレル答議 第壹号—第四号」を憲政資料室に持参した。これが憲政資料室到着資料第1号である。ついで8日には第2号として伊東治正氏宅より伊東巳代治文書が、また14日には第3号として伊藤博文文書が搬入された³³⁾。

こうして各家文書の収集が始まった。ここでいちいちその伝存事情を述べる余裕はないが、とくに収集経緯不詳の伊藤家文書と三条家文書の2文書については記録を残しておく必要がある。

伊藤博文文書の受入については、『伊藤日記』の昭和24年11月14日欄に「伊藤博精氏より資料四個着く、静岡県庵原郡興津町中宿浅間山より」とあり、16日欄には「伊藤氏よりの資料、荷作り解く、トランク、茶箱、棚^{二個}、一号書庫に運び保管す」と記録されている。その後、文書の簡略整理、図書評価委員による評価など所定の手続を経て、昭和25年6月から10月にかけて購入代金の支払いが行われた。全体で1,146点(購入台帳点数)1,069,640円。憲政資料室屈指の大コレクションで、支払額において第1位である。なお伊藤家文書は憲政資料室到着は3番目であったが、受入順および憲政資料収集経費支出順では1番であったので、憲政資料室における収集資料としては、その第1号ということになる。

伊藤家文書出来の経緯は、当時の受入整理部長であった岡田温氏の回顧によると、同氏が昭和24年に関西に出張した際、その出発前に「金森館長から帰りに大磯[興津の記憶違いか]に寄って伊藤博精さんにお会いするよにとの命を受けた」。そこで帰路伊藤家に寄り、「買うものか寄贈のものか現物を見せて貰った」という。これが岡田部長が憲政資料室と関係を持った最初であった³⁴⁾。

一方大久保氏の回想では「[憲政資料室に勤務して]最初に命ぜられたのは伊藤家の文書を受け入れろというので、あそこ[憲政資料室書庫]に入れた」ということから伊藤家文書との接触が始まり、それ以前の事情については関知していないという。命じたのは岡田部長のはずということだが、岡田部長自身にはその記憶はないという³⁵⁾。

伊藤家文書の収集について判明していることは現在のところこれだけである。高額の資料購入費の支出であるにもかかわらず、資料収集の最高責任者であった岡田部長がみずから「伊藤博文さんの文書がなぜ国会図書館に入るようになったのか、その前[の事情]は全然わからない³⁶⁾」と語っているほど不可解なのである。おそらく金森館長のところに話が持ち込まれたか、あるいは金森館長が話をつけて、そこで決まっていたものと推察される。

伊藤家文書と同様に収集経緯がはっきりしないものに、三条家文書がある。大久保

氏の回顧談によると「岡田部長から〔皇居の〕御所のなかの賢所（ケンシヨ）に行くとわかれて、行くところに〔三条家文書が〕疎開してあったんですね、座敷のなかに箱が一杯積んであってね……すでに話がついていて、甘露寺さん³⁷⁾がこれを持っていきなさいというので、トラックに入れて持って帰ったんです」というのである。しかし岡田氏はそうした記憶はないという³⁸⁾。だれがどこで話を付けたのか、いまだに謎である。

こうした不思議なエピソードを交えながら、大久保氏の努力と関係者の協力によって第一級の憲政資料がつつぎと憲政資料室にもたらされた。

この収集活動にとって大久保利謙氏の果たした役割は決定的であった。大久保氏の日本近代史とその史料に関する深い学識、明治の元勳大久保利通の孫で元侯爵という出自の良さ、幅広い多数の名家との知己関係——憲政資料の収集事業にとってこれほどの適任者を他に得ることは不可能であった。同氏の熱心な連絡・交渉の努力の結果、主要なものとして受入順でいうと昭和24年中にはさきの伊藤博文文書、岩倉具視文書、伊東巳代治文書、翌25年には山県有朋文書、牧野伸顕文書、渡辺国武文書、三条実万・実美文書、勝海舟文書、26年には広沢真臣文書、大木喬任文書、榎本武揚文書、桂太郎文書、三島通庸文書、井上馨文書、陸奥宗光文書、矢戸璣文書、27年には樺山資紀文書、山本権兵衛文書、清水谷公考文書などが収集された。こうして短期間に貴重な諸家家蔵の文書類が憲政資料室に集積されたのである。

当の責任者である大久保氏はこれらの憲政資料収集の実際をつぎのように回顧している。

〔史料の〕ねらいを定めたり、譲渡や寄託の交渉に若干の苦労はあったが、がいしていえば楽であった。楽であったというとおかしいが、とにかく既往の大家も小家も世相激変で伝家の家宝も維持できないという状態であったから、戦前だったら容易に門戸を開かない大家の主人公も容易に、または喜んで譲渡に応ずるといふ有様であった。筆者は戦前の憲政史編纂、貴族院五十年史に関して戦前の状況をよく知っていたので、旧大家、旧特権層の没落で、変われば変わる有為転変の世相を、史料の運命において肌身で感得した。そういうことで、いわば楽々とそれぞれの伝家の貴重文書を集めることができたのである。これにはまた国立国会図書館ということが大変な強味だった。諸大家も相手が国会図書館なら譲渡の大義名分がたつというので話が通じやすく、まことにスムーズに交渉することができた。なかには、国会図書館がそういうものを集めているということを伝聞して、すすんで引き取ってくれないかという申し込みをうけ、まるで棚からぼた餅ふうにな貴重史料を入手したこともあった。³⁹⁾

『伊藤日記』に記載された大久保氏の行動記録を見ると、東西に奔走する同氏の精力的な活動ぶりに驚く。当時大久保氏の傍らにいた伊藤明子氏によれば、資料所蔵者との交渉が難行して困っていたこともあったという⁴⁰⁾。しかし全体としては大久保氏の

いう通り資料の収集はほぼ順調に進行したと見てよいであろう。

最後に、憲政資料室にとって特別の意味を持った憲政史編纂会収集文書の引き取りについて、述べておこう。

『伊藤日記』によると、昭和25年7月11日に「憲政史編纂会所蔵資料移管に関し本館坂田氏と打合せ」とあり、翌12日に「受渡書類の作製」、ついで18日に「本館より運搬」とあるので、憲政資料室開室後1年近くようになってようやく本館の坂田精一氏の憲政史資料室から引き取ったことがわかる。長い間放置されていたのか、交渉に時間がかかったのか不明であるが、交渉に当たった大久保利謙氏や受け取りに行った伊藤明子氏によれば坂田氏（当時一般考査部考査第一課長）は容易には引渡しに応じなかったという⁴¹⁾。

このときの同資料の所蔵関係がおもしろい。「受渡書類」が失われているので、詳細は不明だが、すでに紹介した国会分館憲政資料係『憲政資料収集概況並収集目録』（昭和26年3月）および『憲政資料収集事業概要』（昭和25年8月）⁴²⁾のなかで、前者においては、その本文中の原注として「衆議院収集のもの（つまり憲政史編纂会資料）は本館に引継がれ、現在本係が保管している」と述べ、その付属目録中では「保管資料」と記載されている。また後者においては「借用」の資料に分類されているのである。さらに憲政資料室最初の詳細な所蔵目録である国会分館『憲政資料室所蔵目録』（昭和33年5月）のなかには、憲政史編纂会資料は収録されていないのである。

つまり本館の坂田氏の憲政史資料室から憲政資料室に搬入したものの、その時点では憲政史編纂会資料の所蔵者は前者のまま憲政資料室の収集資料とはなっていないのである。このことはまた憲政史編纂会ないし坂田氏の憲政史資料室と大久保氏の憲政資料室との継承関係は当時まだ未解決であったことを示唆している。

3 憲政資料の収集成果

草創期の憲政資料室が収集した資料は、そのほとんどは購入によるものである。ほかに若干のマイクロフィルム・ネガによる資料複写と寄贈を受けた資料がある。その全体を次表に示す⁴³⁾。

草創期における憲政資料収集一覧

(1) 憲政資料収集経費による購入資料

昭和25, 26, 27の3年度にわたる総額約900万円の憲政資料収集経費のうちの憲政資料購入費872万円で購入した全文書はつぎの通りである。

憲政資料収集経費による購入資料一覧（本表末尾の注記2および3参照）

購入資料名	旧蔵者	金額(円)	点数	摘要
(昭和25年度)				
伊藤博文文書	伊藤博精	1,069,640 ¹⁾	6,023	自筆覚書, 案文, 書簡
伊東巳代治文書	伊東治正	434,600 ²⁾	1,498	明治憲法制定資料, 憲法, 議会, 官制, 司法関係, 書簡

岩倉具視文書	川崎芳熊・ 岩倉具榮・吉田久兵衛	144,500 ³⁾	1,581	台湾事件, 京城事件関係書類 岩倉公編纂資料写本
渡辺国武文書	渡辺 武	45,000	59	明治34年財政整理資料, 書簡
山県有朋文書	福並定雄	10,300	23	伝記編纂資料, 山県意見書, 書簡等写本
勝 海舟文書	麓 保孝	139,450	341	著作稿本, 蘭文写本類
牧野伸顯文書	牧野伸通	485,730	3,276	教育, 外交, 宮中, 軍部ファ シズム関係資料, 書簡
福沢諭吉政略論原稿	薄井恭一	8,000	1	
合 計		2,337,220 ⁴⁾	12,802	
		(2,348,960) ⁵⁾		

注1) 27年度支出20,000円(後藤新平書簡旧蔵者古沢正臣)を含む。

2) 26年度支出7,000円(追加収集旧蔵者伊東治正)を含む。

3) ここに含まれている旧蔵者吉田久兵衛分9,500円は, 27年度記載の浅倉屋
収集中に含まれている25年度分48,240円の, その分離部分である。した
がって25年分としては差額38,740円を加算しなければならない。

4) 文書毎の支出を単純に合計した額。

5) 単純合計額より1)2)を引き3)を加えた25年度の純支出額。

(昭和26年度)

広沢真臣文書	広沢真吾	109,950	821	日記, 維新資料, 書簡
三条実万・実美文書	三条実春	727,350 ¹⁾	4,299	朝幕関係ほか維新資料, 建白 書, 太政官資料, 書簡
大木喬任文書	大木喜福	399,530	5,041	教育司法関係書類, 意見書, 西南戦争資料, 書簡
川上直之助文書	川上恒誉	59,050	36	岩倉具視日記, 維新元勳書簡
桂太郎文書	桂広太郎	394,800	851	書簡, 自伝稿本, 意見書類
陸奥宗光文書	陸奥陽之助	409,350	2,433	蹇々録草稿, 地租改正, 条約 改正, 日清日露戦争, 書簡
榎本武揚文書	榎本春之助	69,200	411	獄中・ロシア大使時代家族宛 書簡, シベリア日記, 書簡
合 計		2,169,230 ²⁾	18,713	
		(2,361,215) ³⁾		

注1) 27年度支出51,900円および30年度支出29,800円を含む。

2) 26年度の支出であって, 他年度に吸収記載されているものとして, 25年
度の伊東巳代治文書中の7,000円, 27年度井上馨文書中の99,100円および
90,600円の2件, 27年度三島通庸文書中の71,435円, ならびに27年度浅倉
屋収集中の5,550円がある。

3) 単純合計額より1)を引き, 2)を加えた26年度純支出額。

(昭和27年度)

井上馨文書	井上三郎	786,830 ¹⁾	4,821	幕末以後各種資料, 財政, 外交他, 書簡
三島通庸文書	三島通陽	449,615 ²⁾	6,879	山形県令・福島県令・警視総監時代資料, 自由民権関係
西園寺公望文書	橋本実斐	95,900	47	仏留学時代橋本実梁宛書簡
宍戸磯文書	宍戸広慶	61,100	514	維新長州藩資料, 駐清公使時代書類, 書簡
清水谷公考文書	清水谷公揖	52,550	195	函館裁判所, 蝦夷北地資料
山本権兵衛文書	山本 清	5,970	32	伝記稿本, 手記, 書簡
西周文書	西 酉乙	119,000	349	著作草稿, 日記
大久保一翁文書	大久保寛一	29,400	126	松平春嶽宛書簡等 (複製)
樺山資紀文書	樺山愛輔	151,700	901	警視総監時代政党関係, 台湾問題, 海軍関係資料, 日記
河津祐之文書	河津祐光	7,500	48	明治前期司法書類, 著作草稿
石室秘稿	岩瀬幸之助	68,200	714	市来四郎収集薩摩藩資料
弘文荘収集品	反町茂雄	103,200	56	
浅倉屋収集品	吉田久兵衛	139,120 ³⁾	625	
一誠堂収集品	酒井宇吉	15,000	9	
合 計		2,085,085 ⁴⁾	15,009	
		(1,651,560) ⁵⁾		

注1) うち99,100円および90,600円の2件は26年度の支出である。

2) うち71,435円は26年度の, また200,000円は30年度の支出である。

3) うち38,740円は25年度の, また5,550円は26年度支出である。

4) 27年度の支出であっても他年度に吸収記載されているものとして, 25年度の伊藤文書中の20,000円, 26年度の三条文書中の51,900円がある。

5) 単純合計より1) 2) 3) を引き, 4) を加えた27年度純支出額。

昭和25—27年度単純総計 6,591,535 46,524

純支出総計 (6,361,735)

参考 昭和28年度以降 (通常の図書購入費からの支出)

(昭和28年度)

西徳二郎文書 西 武子 61,300 94 明治30年前後外交関係書簡

(昭和29年度) なし

(昭和30年度)

三条文書追加 三条実春 29,800 108

三島文書追加 三島通陽 200,000 3

(2) マイクロフィルムによる複写資料

複写資料名 (昭和25年度)	資料所蔵者	原資料点数	コマ数 (ネガ)
寺島宗則書簡	国分剛二	封書1通	8
山県家文書	山県有信	巻物169巻	6,463
小栗上野介日記	国分剛二	和綴1冊	132
黒田清隆等8名書簡 (昭和26年度)	国分剛二	封書11通	印画48枚
三大権論及建国法と 国憲案 (昭和27年度)	佐々木信綱	和綴1冊	31 (および 印画30枚)
土方久元ほか書簡		封書20通巻物1巻	94
川村正年関係文書	川村 豁	23点	122
元田永孚還暦之記・古希 之記、東野翁書簡集	元田武彦	和綴3冊、和綴3冊	626
元田永孚文書(写)	渡辺幾治郎	和綴3冊	518
樺山資紀文書	憲政資料室	封書38通	237
渋沢氏書状(川村家 文書)	川村 豁	封書6通	36
軍艦御買上ニ関スル 書類		和綴1冊	18
加波山事件資料	遠山茂樹	和綴8冊封書33通	265
西郷従道文書	西郷従吾	巻物2巻(40通)	63
台湾事件取調書(樺山 文書)	憲政資料室	和綴1冊	44
幕末洋學関係文書	岩生成一	洋書1冊	94
統計學(フィセリング著)	慶応大学	洋書1冊(ペン書)	77
伊藤博文・山田新助等 書簡	水本 最	巻物1巻	23
西徳二郎文書	西 泰徳	72通	322

(3) 寄贈資料

寄贈資料名 (昭和25年度)	旧蔵者	点数
岩倉具視文書	西川権右衛門	書簡208書類390

注記1 上記(1)(2)(3)の各表作成に使用した資料は、つぎの3点である。

- ①国立国会図書館国会分館『憲政資料室所蔵目録（購入、寄贈、寄託、保管、複写資料）』昭和33年5月1日現在（昭和33）
- ②『初期憲政資料購入関係資料』（昭和63）〔国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵〕
- ③国立国会図書館専門資料部政治史料課『憲政資料室要覧』付録「憲政資料室収蔵資料一覧」1992年3月現在

注記2 (1)表に関し、旧蔵者、金額は資料①、②に、点数、摘要は資料①、③によった。点数は購入台帳の点数ではなく目録点数である。

注記3 (1)表に関し、購入資料は年度別に家文書でまとめた。ただし若干の家文書は支出が2年度にわたるものがある。一般に資料は家ごとに一括して整理されているので、この場合も両年度に分割して記載することはせず、主たる支出年度にまとめて記載し、その支出内訳は表の注で補った。

注記4 憲政史編纂会収集資料が採録されていないのは、資料①に記載されていないためである。この点については本文32ページ参照。

四 草創期の憲政資料の整理と利用

1 収集資料の整理

憲政資料室は開室とほとんど同時に資料収集を開始し、その後3年余の間に購入資料のみで4万7,000点にのぼる憲政資料を収蔵することになった。しかし職員はわずか3名、それも正職員は事務の伊藤明子氏のみで大久保氏も原口敬明氏も非常勤職員であった。こういう極めて手薄な態勢で、一般事務、資料の収集、整理、閲覧、レファレンスなど多様な業務に対応しなければならなかった。とくに中心的な業務は資料の整理作業で、仮目録の作成にもっとも多くの時間と労力が割かれた。『伊藤日記』を見ると、くる日もくる日も資料整理の作業に追われる伊藤氏や原口氏の姿が12年間に亘って克明に記録されている。

資料整理に関しては神島二郎氏の発案によって文書一点ごとに封筒に収納して資料名を付す方式が採られたことはすでに述べた。その際に文書を書類と書簡に大別し、書類は件名を与えて内容別に排列して、これに一連番号を付し、書簡は発信者別にアルファベット順に区別し年代順に排列して、これに一連番号を与えた。この封筒の記述を基礎としてそれを罫紙にペン書きして冊子にまとめたものが初期の手書きの仮目録である。これは当座の資料管理と閲覧利用のための簡易目録であるが、こうしたかたちで各家文書が順次仮整理されることによって、初めて憲政資料室がアーカイブとして機能するようになった。このころ作成されたペン書きの仮目録のいくつかは40年以上過ぎた現在でも利用されているのであるから驚く。

しかし仮整理の済んだ文書は、資料一点ごとに内容を正確に検討し、綿密な考証を加えて、本格的な整理をしなければならない。文書の本整理あるいは本目録の作成である。これが文書館としてもっとも重要な作業となる。憲政資料室では文書整理用の特別カードを用意して、資料一点ごとにカードに標題、内容、年代など所要事項を記

入して整理カードを作成する方式を採用してきた。このカードを最終的に排列して文書番号を決定する。この整理カードをそのまま原稿として印刷に付し本目録を作成する、という方法を採用した⁴⁴⁾。

当時の憲政資料室の陣容ではそうした本整理作業まで内部で実施する余裕はなかったので、この部分は外部の研究プロジェクトに協力を求めることにした。そのために大久保氏は早くも憲政資料室開室直後の昭和24年12月から文部省の科学研究費申請の準備を始めている⁴⁵⁾。

その結果、岡義武、丸山真男、林茂、大久保利謙、遠山茂樹、小西四郎、古島敏雄などの東京大学の日本近代史研究者が中心となって近代史懇談会が結成され、文部省の科学研究費の交付を受けて研究活動をおこなうことになった。

この近代史懇談会に属する若手の日本史研究者が憲政資料室で収集資料の研究兼整理の作業を開始したのは昭和26年7月2日であった⁴⁶⁾。

最初のグループは川村善二郎、松波昭二、守田志郎の3氏のグループであった。まず着手したのは当時憲政資料室に寄託されていた井上毅文書（国学院大学蔵）で、3人のローテーションによる週3日2名勤務の体制で、カード化の作業を議員研究室の机を借りておこなった⁴⁷⁾。

研究者の顔ぶれはその後、犬丸義一、笠井恭悦、神田文人などの諸氏に随時交替したが、この近代史懇談会による協力体制は昭和30年頃まで続いた。

近代史懇談会の協力によって刊行された初期の謄写刷仮目録（未定稿）に井上馨、松方正義、伊東巳代治（以上昭和29年刊）、三島通庸（昭和30年刊）の各文書目録がある⁴⁸⁾。

本稿の範囲外であるが、近代史懇談会と入れ替わりに昭和30年7月から約1年半にわたって資料整理に協力したのが『憲政秘録』グループである⁴⁹⁾。

『憲政秘録』というのは憲政資料室の収集資料を中心に編集した図版日本近代史で、国会開設70年を祝して昭和35年に豪華本で刊行された。出版は産業経済新聞社出版局であるが実際の企画作成は東京神田の山田集美堂という本屋が当たった。その企画準備段階で憲政資料室所蔵の伊藤博文文書、陸奥宗光文書その他のカード整理に当たったのが、安井達弥、宇野俊一、牛山敬二、由井正臣の4氏のグループであった。全体の統括は原口敬明氏が担当した。

外部のプロジェクトとの協力方式はこれで終了した。当時これらの文書整理に携わった大学を出たばかりの若々しい研究者たちは、その後ほとんどが大学教授となって日本近代史の研究分野で指導的活躍をすることになる。

2 憲政資料の利用

すでに述べたように憲政資料室は当初から文書館を志向し、資料の研究者向け利用を予定していたが、職員の不足、場所の狭隘、資料の未整理などの状況から、その実施は困難であった。

しかし戦前・戦時の激しい研究抑圧から解放されて、新たな自由な実証研究に意欲

を燃やしていた日本近代史の研究者たちが、第一級の憲政資料室の収集資料に寄せる期待は極めて大きかった。憲政資料室としてはそうした要請に何とか応えようとして、すでに整理済みの憲政史編纂会収集文書や新たに仮整理できた資料を、非公式ながら徐々に研究者が利用できるように便宜を図った。

こうして比較的初期のころから、稲田正次氏、西田長寿氏、林茂氏などの日本近代史の専門家たちが憲政資料室を訪れて、研究のために資料を利用した。閲覧者は日本の学者に限られなかった。外国からも、シベリア出兵研究のモーレイ氏、坂本龍馬研究のジャンセン氏、山県有朋研究のハケット氏など日本研究の気鋭の研究者が紹介されて来室した⁵⁰⁾。

やがて憲政資料室の訪問者たちの間に、家永三郎氏、山辺健太郎氏、萩原延壽氏などの“御常連”が生まれ、それに資料整理の若手研究者も加わって、憲政資料室の狭い事務室にはいつしか和気藹々としたサロンの雰囲気醸成されるようになった⁵¹⁾。

その核となったのは大久保利謙氏の学識と人柄であり、またその支えとなったのは伊藤明子氏の親切な応接であった。

次第に憲政資料室の名は日本近代史研究のメッカとして、日本内部はもとより海外の研究者の間にも知られるようになった。閲覧者にはさまざまな年齢やさまざまな国籍の日本研究者が含まれ、日本でも珍しい自由で親睦的な研究交流の場が形成された。当時のこうしたサロンの憲政資料室とそこで受けた研究の恩恵をいまだに懐かしむ研究者が多い⁵²⁾。

五 草創期の終了とその後

昭和28年3月末をもって、3か年継続の憲政資料収集経費が終了した。憲政資料室の草創期の終りである。予算は継続しなかった。

組織としての国会分館図書課憲政資料蒐集係つまり憲政資料室は、係名が示す憲政資料収集業務の予算が打ち切られたにもかかわらず、その後も残った。

組織は残ったが、憲政資料室の主たる業務であった資料の収集作業は消えた。資料収集の支払い実績を見れば一目瞭然、昭和28年度から一挙にゼロまたはゼロ近くまで急落し、例外的に一般の図書購入費による少額の追加購入以外、ほぼ完全に停止状態となった⁵³⁾。図書購入予算の年度別割当てを見ても昭和28年度はまだ27年度の残額が割当てられたが、29年度以降は37年度まですべてゼロとなった⁵⁴⁾。

この収集活動の停止は予算の終了にとまなう当然の結果であるが、しかしそれが直ちに憲政資料室にとって死活の問題であったかどうかは即断できない。

もう一度さきに掲げた憲政資料購入の予算額と支払額の対照表を見てみよう(28ページ)。憲政資料収集経費の3年度分について両者の比をとってみると、昭和25年度63%、26年度94%、27年度66%、3年度全体で73%となる。予算を毎年使い切れずに、平均で3割近くも残しているのである。とくに27年度の66%への落ち込みは問題である。予算の最終年度で、しかも収集活動開始後3年目というもっとも成果が挙がってよい時期に、これだけしか収集できなかったのである。

なぜこうした事態になったのか、憲政資料室側の収集要員が不足していたためなのか、資料情報が欠除していたためなのか、あるいは所蔵者側が家蔵資料の提供に消極的であったからなのか、そもそも収集対象となる物件が不足していたためなのか、その理由はわからない。しかし、集めなかったのか集まらなかったのかは別として、明らかに憲政資料収集経費に見合うだけの資料収集は憲政資料室にとって困難になっていたのである。換言すれば、予算が大きすぎて、憲政資料室の資料収集業務は、予算の7割をもって、すでに終熄段階に達していたのである。

一方収集文書の急激な増加にしたがって憲政資料室の重圧になった問題は資料の整備であった。3年間の購入文書30家4万7,000点に対して、当時の憲政資料室を支えた実戦力は事務の伊藤氏と歴史専門だが非常勤の原口氏のわずか2名であったから、十分な対応ができる状況ではなかった。つぎつぎと到着する文書は詳細に検討する余裕もなく仮目録を作成するのが精一杯であり、閲覧も公開を予定しつつも当面は少数の専門家に限らざるをえなかった。

このような状態であったから憲政資料室は資料収集予算が終了したと同時に、資料の収集活動を停止し、以後は既収資料の整備に主力を傾注するようになった。収集段階から整備段階への移行である。『伊藤日記』を見ると、昭和28年からはその業務記録から「資料収集」の欄が消えてしまい、「資料整理」の欄には伊藤氏らの目録作成や先述の外部研究者たちのカード作成の記録が延々と続くようになる。

こうして憲政資料室は資料の整備に専念することになったが、要員とくに歴史専攻者の増強が必要とされたにもかかわらず、そのための人件費が認められず、態勢は従来のままであったから、資料の整備も公開の実現も容易ではなかった。

こうして憲政資料室は一種の閉塞状態となった。

ところで憲政資料室の利用のために内外から研究者が訪れるようになり、それが日を追って多くなると、次第に全面公開の要望が強まってきた。やがてそれは憲政資料室の閉塞状況に対する国会および学界からの非難の声ともなって現れた⁵⁵⁾。

昭和34年6月19日の毎日新聞の学芸欄は、「宝の持ちぐされ、憲政資料室」という大見出しで、8段抜きの大スペースを割いて「近代日本の姿を知るうえに貴重な“宝庫”が、人手不足と弱体予算のため、いたずらに埋もれたままになっている」と現状を紹介し、事態の改善を訴える記事を掲載した。一説にはこの記事は憲政資料室の予算獲得のためのキャンペーンだったといわれるが⁵⁶⁾、当時の憲政資料室の閉塞状況を的確に捉えていた。

このころからようやく憲政資料室の態勢に変化が現れてくる。同年に幕末・明治期研究の大家である国学院教授の藤井貞文氏が憲政資料室主任として着任し、その後少数ながら史学専門の正規職員が配属されるようになったため、憲政資料室の戦力は漸次強化された。35年には念願の本目録である「憲政資料室所蔵目録」の刊行が緒につき、その第1号として『憲政史編纂会収集文書目録』が活版印刷で出版された。昭和36年9月には新館が落成して国会議事堂内より移転、それにもなって閲覧室を整備して資料の公開を実現した。ここに面目を一新してようやく文書館としての憲政資料

室が達成されたことになった。

このころ国立国会図書館が開催した「議会開設70年記念議会政治展」(昭和35年12月—36年1月)は憲政資料室が活性化する大きな転機となった。この展示会実施の機会に積極的に歴史資料の発掘調査に乗り出し、資料収集への熱意がふたたび甦った。たまたまこの展示会に触発されて国会議員の間から、とくに太平洋戦争期を中心とする日本近現代史の資料の収集と保存の要望が生まれた。その結果、国会国会図書館のなかに「政治史料調査事務局」が設置され、政治史料の収集に対する新たな取組みが開始されることになった。これが憲政資料室が現在見るような明治・大正・昭和三代にわたる大コレクションに拡大・発展する次の出発点となった⁵⁷⁾。

おわりに

これまで昭和12、13年の憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の設置から、昭和24年の憲政資料室の誕生、さらに昭和28年の草創期の終結まで、前後16年間の憲政資料室前史を見てきた。しばしば本文で述べたように肝心のところが依然として不明であるので、一定の結論を引き出すことは困難であるが、本文執筆中に思い付いたことを一、二書き添えて結びに代えることにしたい。

(1) 尾佐竹氏の憲政史編纂会以来の経過を見ていると、そこにはふたつの大きな流れがある。ひとつは議会史あるいは国会史の歴史編纂の問題であり、他のひとつは憲政資料あるいは政治資料の史料収集の問題である。

このふたつの問題は本来はひとつであった。いわゆる修史編纂においては歴史の記述と史料の収集は一体のもので、史料収集は歴史編纂の前提であったのである。尾佐竹氏の憲政史編纂会も、史料の収集に格段の努力を傾注したとはいえ、基本的には同様の考え方であった。たまたま憲政史の叙述が間に合わず、史料集めだけで終わったまでのことである。

ところが戦後になると、戦争による破壊と敗戦後の社会的混乱によって歴史資料が急激に散逸、消滅しつつある状況が生まれ、それに対して、日本の文化あるいは学問研究の立場からの危機認識が高まり、史料の収集それ自体の重要性が強く叫ばれるようになった。そして史料の収集保存を目的とした文書館の設立が焦眉の急とされるに至った。

その代表例が、大久保利謙氏の請願であり、またそれにすこし遅れて、昭和24年5月26日に衆参両院で採択された「史料館設置に関する請願」である。後者は、野村兼太郎、大塚久雄、辻善之助、今井登志喜、上原専祿、石井良助などの当時の錚々たる社会科学系研究者97名が連名で提出した請願で、そのなかの表現を借りれば「史料に危機は切迫しています。時期を逸しましたなら、文化国家を再建いたします上の重要な礎石を失って、悔いを千載にのこすよりないであります」という緊迫した危機感に満ちていた⁵⁸⁾。

大久保利謙氏の国会史編纂所設立の請願は、その主たる動機は尾佐竹氏がやりのこした議会史編纂事業の継承とその完成にあったが、それと同時にこうした当時の学界

全般にみなぎっていた史料的危機感の表明であった。それが請願本文の後半部分における憲政資料そのものの収集・保存の強い主張に集約されている。尾佐竹氏の憲政史編纂会のなかに混在していた歴史編纂と史料収集のふたつの問題が、それぞれ別個の問題として分離したとあってよい。

その後このふたつの流れのうち、史料収集は憲政資料室に具体化され、一方議会史の記述のほうは衆参両院の編纂にかかる『議会制度七十年史』(全12巻、昭和36年)および『議会制度百年史』(全12巻、別冊『目で見える議会政治百年史』、平成2年)に結実した。もっともこの議会史は歴史家の尾佐竹氏や大久保氏が当初編纂方針で予定していた憲政史とは内容的にかなり異なったものとなった。両氏の計画ではおそらく日本近代政治史にちかいかたちの議会史になったと思われるが、刊行された議会史・国会史は狭義の議会活動史といった編纂内容で、会次毎の議会会議録の抄録および成立した法律・予算の説明、それと議会制度関連資料という構成であった。

(2) 憲政資料室の沿革を辿ってみて、とくに印象が強いことは憲政資料室の誕生が極めて偶然的結果に思える点である。

第一に憲政資料室設置に当たってもっとも決定的であったことは、史料の収集・保存の重要性を深く認識して、史料一括買取りという革新的方法を発案し、そのために3か年に900万円という大予算を一挙に投入するという大胆な政策を着想した人物、しかも、それを国家予算として実現できた人物が存在したことである。それが誰であったのか、ひとりの人物だったのか、数人なのか、すべて謎であるが、しかし、それだけの見識、発想力、政治力をもった極めて稀な人物が介在していたことは間違いない。その人物抜きにしては憲政資料室の誕生はありえなかったはずである⁵⁹⁾。

第二に大久保利謙氏というこの事業にとって最適任の歴史家を得たことである。日本近代史研究の第一人者、憲政史編纂会以来の史料編纂経験者の資格のほか、元侯爵・貴族院議員の出自、多数の旧家名門との知己関係、誰からも敬愛される人柄、等々——これほど憲政資料室にとって打って付けの人物を他に見出すことはできない。

大久保氏の憲政資料室への貢献についてはふたつの面から考えられよう。ひとつは国会への請願運動あるいは金森館長への陳情活動を通して憲政資料室実現の推進役を果たしたことであり、もうひとつはみずから憲政資料室の主任となって精力的に史料収集に当たり、短期間のうちにその基礎を築き上げたことである。憲政資料室の生みの親であると同時に育ての親ということになろう。

第三に大久保氏が語っているように、敗戦によって政治的にも社会的経済的にも明治以来の旧華族、旧特権層が没落し、家蔵資料を喜んで提供譲渡するような社会状況が存在したことである。あるものは住居が手狭になって大量の古い書類の山の処置に困ったために、あるものは空襲で焼け残った倉のなかに放置されたままの資料を整理したいために、またあるものは経済的に生活が窮迫したために、その他いろいろな事情によって、貴重な家(いえ)伝来の秘匿資料が門外に出易い状態にあった。交渉者に明治の元勳大久保利通の令孫で元侯爵の大久保利謙氏を得たこと、また資料の譲渡先が国立国会図書館という国家機関であったことが、いっそう収集を容易にしたこと

は間違いない。

いずれにせよ史料収集にとっては千載一遇の機会であった。恐らくこの敗戦後の混乱期という特殊な時期を逸していたならば、そして高額な資金を準備してそれを一気に買取るといった英断がなかったならば、現在憲政資料室に見るような第一級の資料収集はまず不可能であったであろう。

憲政資料室誕生には種々な経緯があったが、結局はこれらの人物と状況とが偶然的に出会ったところで初めて出現可能となったのである。いま考えると、それはほとんど僥倖であった。もし憲政資料室の設置が最初の請願の通りに、日本議会史の編纂所や純粋に学術文化的理由にもとづく文書館として設立されていたとするならば、当時の緊縮財政下おそらく僅かばかりの人件費と不十分な資料購入資金に恒常的に悩まされて、結局は史料の散逸スピードに追いつけずに、現在見るような良質のコレクションを創出する機会を永久に失っていたのではなかろうか。

- 1) 第三部三2, (中) pp. 40-42参照
- 2) 大久保利謙「私の近代史研究(続)」『日本歴史』405号(昭和57.2) p. 77; 大久保氏談, 国立国会図書館専門資料部政治史料課『大久保談話録音』第7回(昭和63.12.9)(未公刊, なお第1~5回の談話録音には筆記原稿があるためそのページを注記したが, 第6回以降は録音テープのみ)。しかし事務局が最初どこに位置したか明確ではない。大久保氏の記憶では議員閲覧室のなかに机を置いたことになっているが, 同氏と一緒にあった事務の伊藤明子氏の記憶では「議事堂の4階, 議員閲覧室の隣の部屋に一時居りましたが, そこが調査立法考査局の派遣室になるのでエレベーター寄りの廊下に移り, 衝立を置いて事務室にしました」(伊藤明子「記憶のなかから」『みすず』276(昭和58.8-9) p. 58)とある。しかしこれにも問題があり, 同氏が当時記録していた業務日誌によると24年9月6日の欄に「事務室移る, 調査立法の方と一緒に, 6人なり」(『日記』以下『伊藤日記』として引用)の記事が見える。これだと初めどこかにいて, それから調査立法考査局の派遣室に同居したことになる。
- 3) 『伊藤日記』昭和25年1月20日; 3月27日; 28年12月10日; 30年12月5日
- 4) 大久保「私の近代史研究(続)」p. 77; 大久保氏談, 『大久保談話録音』第7回
- 5) 第3部一4, (中) pp. 28-29
- 6) 後述 p. 32参照
- 7) 『伊藤日記』昭和24年9月1日; 大久保氏および伊藤氏談, 『大久保談話録音』第7回
- 8) 『伊藤日記』は, その起筆に「9月1日(木)辞令を受く」とある。ただし現在伊藤氏の手許に残されている辞令は発令日が9月13日となっている。このズレの理由は不明である。
- 9) 伊藤氏談, 『大久保談話録音』第7回
- 10) 同上
- 11) 現在, 国立国会図書館専門資料部政治史料課に残されている「図書館公報」と題するファイルに, 昭和25年中の憲政資料室の資料整備状況に関する月例報告の原稿が収められている。作成は伊藤明子氏によると思われる。そのなかの6月20日の報告に「国会分館では衆・参両院の依頼により, すでに日本憲政史に関する総合的な資料の収集整理業務に着手

していたが……」との表現が見える。

- 12) 伊藤「記憶のなかから」pp. 58-60参照
- 13) 大久保「私の近代史研究(続)」p. 77; 大久保談, 『大久保談話録音』第1回(昭和62. 11.24) pp. 6-7。ただし後者では辞令は9月1日付けで貰ったと語っている。
- 14) 大久保利謙「発足の頃あれこれ」『みすず』276(昭和58.8-9), pp. 49-51参照
- 15) 神島二郎「草創期の一年」同上, pp. 116-118参照。神島氏の手掛けた展示会に「人権資料展示会」(昭和25.12), 「憲政資料展示会」(昭和26.11) などがある。国立国会図書館が昭和35年の議会開設七十年記念以降10年ごとに開催してきた「議会政治展示会」は, 昭和15年11月29日の帝国議会開設五十年記念式典における尾佐竹猛氏による「憲政史料陳列」をもって最初とするが, 本格的展示会としての原形はこの神島氏の両展示会とくに後者の「憲政資料展示会」によって作られた。
- 16) 原口敬明「憲政資料室のあれこれ」同上, pp. 114-116参照
- 17) 大久保, 神島両氏に直接この両資料を照会したが, 両氏ともに執筆の事実について確認を得るにいたらなかった。後者については『伊藤日記』昭和25年8月28-31日参照
- 18) 正しくは「受寄憲政資料の取扱に関する件」昭和25年6月12日制定, 本文は『国立国会図書館法規要覧』(昭和29年版) pp. 144-145
- 19) この基本方針(案)は総務部資料中に収録されていた資料であるので, 国会分館としては確定に近かったものと思われる。『伊藤日記』の3月31日に「分館の方針に関して打合せ会あり(分館長室)」とあり, また4月11日に「『分館の方針について』会合あり」とあるのは, この案のことであろう。ただし大久保氏にも伊藤氏にも本件についての記憶はすでない。
- 20) 大久保氏および伊藤氏談, 『大久保談話録音』第7回
- 21) 第三部三.2, (中) p. 41
- 22) pp. 22-23
- 23) 桑原伸介「国立国会図書館憲政資料室」『日本古文書学講座 第11巻 近代編III』(雄山閣 昭和54) pp. 56-62所収
- 24) 原口「憲政資料室のあれこれ」pp. 115-116, 神島「草創期の一年」p. 118には資料受領のときの実際が楽しげに語られている。
- 25) 大久保氏および岡田氏談, 『大久保談話録音』第6回
- 26) 同上
- 27) 『初期憲政資料購入関係資料』(昭和63)〔国立国会図書館専門資料部政治史料課蔵〕より作成。
- 28) 国立国会図書館内部での憲政資料に対する図書購入費割当はつぎの通りである。

昭和25年度	3,720,000円
26	2,500,000
27	1,800,000
28	1,000,000
合計	9,020,000

注1 27年度分子算が割当では27, 28年度の2年に振り分けられた。

2 29年度以降は37年度まで割当なし。

出所: 「歳書構成の実態調査及びその評価計画について」『図書館研究シリーズ』

第16号(昭和49.12), 資料 p. 37

- 29) 「蔵書構成の実態調査」, 資料 p. 37. 当時の図書購入費総額は1,600万円から2,000万円であったが, そのうち上野図書館と調査局の分を除く受入整理部所管の一般図書購入費は700万円から1,000万円程度であった。
- 30) 『初期憲政資料購入関係資料』より作成。
- 31) 『毎日新聞』昭和34.6.19; 後述 p. 39参照
- 32) 大久保氏および岡田氏談, 『大久保利謙談話録音』第6回(昭和63.3.29)
- 33) 『伊藤日記』
- 34) 岡田氏談, 『大久保談話録音』第6回
- 35) 大久保氏および岡田氏談, 同上
- 36) 岡田氏談, 同上
- 37) 甘露寺受長(かんろじ・おさなが)(明治13年—昭和52年)旧伯爵, 明治42年東宮侍従, 昭和元年侍従のち侍従次長, 21年掌典長, 34年明治神宮宮司。当時掌典長であった。
- 38) 大久保氏および岡田氏談, 『大久保談話録音』第6回
- 39) 大久保「発足の頃あれこれ」pp. 50-51
- 40) 筆者への直話。
- 41) 大久保氏および伊藤氏談, 『大久保談話録音』第7回
- 42) pp. 22-23
- 43) 憲政資料室収集資料の内容と解説については下記の文献を参照されたい。
国立国会図書館百科編集委員会編『国立国会図書館百科』(昭和63) pp. 297-300
「憲政資料ノート」(1)―(10)『国立国会図書館月報』27-42号(昭和38.6-39.9)
「憲政資料室所蔵文書の概要」(1)―(9)『国立国会図書館月報』274-282号(昭和59.1-9)
桑原伸介「国立国会図書館憲政資料室」『日本古文書學講座 第11巻 近代編Ⅲ』(雄山閣 昭和54) pp. 54-66所収
「近代史料解説」『日本近代思想大系 別巻』(岩波書店 平成4)(ただし三条実美, 岩倉具視, 大久保利道, 伊藤博文, 山県有朋, 元田永孚の各文書のみ)
- 44) 三谷弘「政治史料の収集と整備」『国立国会図書館月報』55号(昭和40.10) p. 5; 桑原「国立国会図書館憲政資料室」pp. 57-58
- 45) 『伊藤日記』によると, 当時大久保氏病氣入院のため, 伊藤氏が大久保氏の指示にしたがい昭和24年12月24日以降翌年1月14日までの間に関係者を訪問して科学研究費申請書の取りまとめに当たり, 14日に東京大学史料編纂所小西四郎氏がそれを文部省に提出した。
- 46) 『伊藤日記』
- 47) 近代史懇談会の記述は主に川村善二郎氏の筆者への直話による。
- 48) 以下の4種である。
国立国会図書館国会分館憲政資料室『井上馨文書目録(未定稿)全』憲政資料目録第1輯(昭和29年5月)
同『松方正義文書目録(未定稿)全』憲政資料目録第2輯(昭和29年6月)
同『伊東巳代治文書目録(未定稿)全』憲政資料目録第3輯(昭和29年7月)
同『三島通庸文書目録(未定稿)全』IおよびII, 憲政資料目録第4輯(昭和30年9月)
いずれもいわゆるガリ版謄写印刷の仮目録であるが憲政資料室にとっては最初の印刷目録である。内容は既成の手書き仮目録と同じである。憲政資料室は近代史懇談会に対しこ

の目録作製のため用紙7,500枚を供与し、目録完成後各50部を受領している（『伊藤日記』昭和29年4月21日；5月20日；5月31日；6月28日）。数部を憲政資料室に残し、あとは近代史懇談会の会員などに配付したらしい（松尾章一「憲政資料室とわたし」『みすず』276号（昭和58.8-9）、pp.98-99参照）。各目録の緒言に近代史懇談会の協力を得た旨が記載されている。

- 49) 『憲政秘録』グループについては主に原口敬明氏、宇野俊一氏の筆者に対する直話による。
- 50) 『伊藤日記』
- 51) 伊藤「記憶のなかから」p.59
- 52) 「特集 憲政資料室の35年」『みすず』276号（昭和58.8-9）pp.47-118所載の33名の利用者を中心とした関係者の寄稿を参照。
- 53) p.28参照
- 54) 注28)を見よ。
- 55) 「憲政資料室の概要」国立国会図書館政治史料調査事務局『政治史料の収集整備』（昭和36）所収p.3。この資料では非難の事実を指摘しているのみで、その内容は不詳であるが、筆者もかつて、ある関西の研究者から憲政資料室は史料を独占していて、特定メンバーによる排他的クラブと化しているとの非難を耳にしたことがある。
- 56) 筆者の伝聞による。
- 57) 二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』37号（平成2.3）pp.1-37参照
- 58) 請願書の全文はタイプによる謄写印刷のコピーが国立国会図書館専門資料部政治史料課に残されている。主旨のみについては第5回国会の衆議院および参議院の「請願文書表」『請願報告書』に記載されている。
- 59) 大久保氏、岡田氏、桑原氏らの関係者の談話では、その中心は金森国立国会図書館長であろうというのが、ほぼ一致した意見であった。『大久保氏談話録音』第6回
(にのみや・さぶろう 元調査及び立法考査局専門調査員)

筆者後記

憲政資料室の沿革について大久保利謙先生の第1回ヒヤリングを憲政資料室の応接コーナーで開いたのが昭和62年11月24日のことであつたから、すでにそれから7年以上たったことになる。記憶は定かではないが、大久保先生からこの問題をまとめてほしいと依頼されたのはその年の春であつたか。筆者がまだ国立国会図書館に在職中のことで、たまたま憲政資料室を所管する専門資料部の部長をしていた関係から大久保先生と接触があつたところである。しかし筆者自身は憲政資料室に勤務した経験もないし、また日本近代史の専門でもないで、大久保先生の折角のご依頼には不向きであつたから、誰かほかの適任者に委嘱したほうがよいと考えていた。しかし、そのヒヤリングが回を重ね、その都度出席して司会をしているうちに次第に抜き差しならなくなってしまい、ついに執筆をお引き受けするハメとなつた。他に憲政資料室のOBなど適任者が何人もいるのに、なぜ大久保先生が筆者のような門外漢に頼まれたのか、いまだに解せないでいる。ひとつ思い当たるのは、かつて事務局長をしたことのある政治史料調査事務局の沿革史を書いたことくらいである。

さて、こうして本稿の作成に取り掛つたものの、憲政資料室の実体験がないうえに、信

頼すべき資料が極めて少なかったために、執筆作業は正直いってかなり難航した。すでに当時の関係者もほとんど物故されていて聞き取り調査にも限界があった。作業は筆者の国立国会図書館退職後に持ち越され、断続的ではあるが引き続き資料の採集に努力してみた。しかしこれ以上日時を還延しても新資料の入手は当分見込めそうにないので、大久保先生のご期待に到底添えないことは十分承知のうえながら、いままでのところで全体を活字にまとめることにした。本文中で述べたようにいくつも重要な問題が不明ではあるが、それはそれとして残すことにした。

本稿作成にあたっては多くのひとのご協力を得た。もし本稿がなんらかの資料的価値があるとすれば、それはこれらのかたがたのご支援の賜物であって深く感謝の意を表したい。まず大久保先生、市川正義氏、岡田温氏、伊藤明子氏、細野孝一氏の各氏には談話録音に応じていただき、往時の状況の証言を通して、いままで不明であった多くの点を解明することができた。とくに大久保先生からは連続4回にわたり憲政史編纂会から憲政資料室にいたる歴史について詳細な説明をしていただいたうえ、ほかの諸氏の談話録音のすべてに対談者として同席していただき、貴重な情報を多数ご教示いただいた。本稿の肉付けの多くは大久保先生のこのときの証言とすでに活字になっている先生の回顧録に依存している。伊藤明子氏は憲政資料室の歴史の中軸的証人で、しばしば長時間にわたる筆者との直接の談話や電話を通じて当時の具体的状況の説明と重要な事実の指摘をおこなっていただいた。このほか神島二郎先生、原口敬明先生、川村善二郎先生、宇野俊一先生の諸先生には筆者の直接のインタビューにおいて、あるいは電話での質問において有益な憲政資料室の回顧談を語っていただいた。

桑原伸介氏はかつて憲政資料室の主任としての在職中に憲政資料室沿革史を企図され、関連する基本資料を収集されていた。同氏は何らかの理由で途中でそれを断念されたようであるが、本主題執筆の最適任者であっただけに、残念なことであった。今回の筆者の調査に際しては、終始支援を惜しまれず、御自身が収集された資料をすべて提供していただいた。資料は憲政史編纂会および憲政資料室揺籃期の基本的文書で、この資料がなかったならば本稿の骨格を作ることができなかつたであろう。

国立国会図書館総務部に在職されていた中村一美氏は、筆者が憲政資料室草創期の子算について問い合わせた際に、わざわざ『初期憲政資料購入関係資料』をまとめてくださった。40年以上昔の問題なので当時の記録からの編纂は苦勞されたはずである。これによって、いままで神話的に語り継がれてきた“900万円の憲政資料購予算”の内容が、初めて完全な姿で明らかになった。今回の中村氏の努力を措いては、おそらく二度とこの予算が洗い出される機会もなく、“幻の900万円”として埋もれたままとなつたであろう。

衆議院憲政記念館の伊藤光一氏にはとくに憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛に関連する資料と調査について格別のご協力をいただいた。両組織についてのいくつかの重要な新事実の発見は同氏に負うところが多い。また貴族院五十年史編纂掛については尚友倶楽部の上田和子（よりこ）氏にお世話になり、その具体的体制が初めて明瞭になった。

そのほか旧職員の役職などの照会に煩を厭わずに回答してくださった国立国会図書館総務部の古田明雄氏、面倒な談話録音のテープからの原稿起こしに意外な才能を発揮された同調査および立法考査局の岩田啓氏、それに一貫して筆者を支援協力してくれた憲政資料室（正式には専門資料部政治史料課）の職員諸氏に対して感謝の言葉を贈りたい。

最後ではあるが、この原稿作成中に大久保先生が永年にわたる日本近代史研究と近代史

料の収集整備に尽力した功績で1992年の朝日賞を受賞されたことを特記しておきたい。
(1995.6.20 二宮)

訂正表

(上) 第43号

		原文	訂正
p.51	1.16	政治史料事務局	政治史料調査事務局
p.63	1.11	pp.10-11	p.60
p.65	1.24	憲政資料室蔵	専門資料部政治史料課蔵
〃	1.37	〃	〃
p.66	1.1	「続」および「続続」	「 <u>続</u> 」(56)p.159および「 <u>続続</u> 」 (57)p.69
〃	11.4-5	憲政資料室蔵	専門資料部政治史料課蔵
p.70	1.17	二	三

(中) 第44号

p.29	1.11	推進したのが市川氏であつた。当時の……	<u>主張したのが市川氏であつたらしく、当時の……</u>
p.34	1.17	ペルリ	<u>ペルリ</u>
p.35	1.33	(東大法学部)	(東大法学部)、 <u>其他</u>
p.42	1.13	初期の一時期を除き、	初期の一時期は、
p.44	1.11	憲政資料室蔵	専門資料部政治史料課蔵
〃	1.17	筆者への直話。	筆者への直話。 <u>また第四部三二参照。</u>
p.45	1.16	ようやく明瞭となった。	ようやく明瞭となった。 <u>なお国会の請願関係文書での扱いはひらがな書きで、名称も「日本国会史編さん所設置に関する請願」が公式表記である。</u>